

規約施行日 昭和 50 年 7 月 1 日

組 合 規 約

キューピー・アヲハタ健康保険組合

※組合規約は健保組合運営に関する基本的な決め事です。

この規約を変更するには組合会の承認後、関東信越厚生局の認可を受ける必要があります。

キューピー・アヲハタ健康保険組合規約

第 1 章 総 則

(組合の目的)

第 1 条 この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第 2 条 この組合は、キューピー・アヲハタ健康保険組合という。

(組合の事務所等)

第 3 条 組合の事務所は、次の場所に置く。

東京都調布市仙川町二丁目 5 番地 7

(設立事業所の名称及び所在地)

第 4 条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次（別表（1））のとおりとする。

第 2 章 組 合 会

(議員の定数)

第 5 条 この組合の議員の定数は、1 6 人とする。

※議員は選定議員 8 名 互選議員 8 名で構成されています。

選定議員 組合加入各事業所の代表者がキューピー(株)社長に議員選定を委任し、

キューピー(株)社長が選定（指名）した方

互選議員 立候補による選挙により、選出された方

(被選挙権を有しない者)

第 6 条 次の各号に掲げる者は、議員となることができない。

(1) 法第 1 1 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する者

(2) 日本国外にある者であつて、その期間が3ヶ月以上の者

※法第118条第1項各号

1号 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき

2号 監獄、労役場その他これに準ずる施設に拘束されたとき

(議員の任期)

第7条 議員の任期は、3年とする。

2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前であるときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 議員に欠員を生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(互選議員の選挙の方法)

第8条 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、単記の無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定員を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、1人につき1票とする。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第9条 互選議員の選挙は、全国区で行う。

2 全国区で選挙する互選議員の数は、8人とする。

(互選議員の選挙の管理)

第10条 互選議員の選挙においては、選挙区ごとに選挙長をおかななければならない。

2 選挙長は、理事会において選任する。

- 3 選挙長は、選挙会の開閉、(投票、) 開票の管理 (投票所の開閉その他投票の管理も含む) 及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。
- 4 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録及び投票録を作り、これに署名しなければならない。ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。

(当選人)

第11条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合において、当該議員候補者をもって当選人とする。

(選挙の無効)

第12条 選挙は、選挙の規程に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(互選議員の選挙執行規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は組合会の議決を経て別に定める。

(選定議員の選定)

第14条 事業主である組合員が選定する議員 (以下「選定議員」という。) は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

- 2 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。

3 事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

(議員の就職・退職)

第15条 議員が就職、又は退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(通常組合会)

第16条 通常組合会は、毎年2月及び7月に招集することを常例とする。

(臨時組合会)

第17条 理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して

組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時組合会を招集しなければならない。

2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

(組合会招集の手続)

第18条 理事長は組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。

2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。

3 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「会議システム」という。)により開催することができる。

(代理)

第19条 議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権

を行使できる。

2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことができない。

（ 組合会の傍聴 ）

第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍

聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

（ 組合会の会議規則 ）

第21条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

（ 組合会の議決事項 ）

第22条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 収入支出予算及び事業計画
- (3) 収入支出決算及び事業報告
- (4) 規約及び規程で定める事項
- (5) その他重要な事項

2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第19条第1項の規定による書面の提出を求めるとし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 議員の疾病、負傷

(2) 議員に係る災害又は交通途絶

(3) 災害等の発生による外出自粛要請

3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

(会議録の作成)

第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 議員の定数

(3) 出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名議事の要領

(4) 議決した事項及びその賛否の数

2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

(1) 会議システムで組合会を開催した旨

(2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨

(3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨

(4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

- 4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

(議員の旅費及び報酬補償)

第 2 4 条 議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行うことにより、平常の業務に対する報酬を受ける事ができない場合における補償の額並びにこれらの支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合会の検査)

第 2 5 条 組合会は、法第 2 0 条に規定する検査を行う場合において、委員をおくことができる。

- 2 前項の検査に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第 3 章 役員及び職員

(理事の定数)

第 2 6 条 この組合の理事の定数は、6 人とする。

(理事及び監事の任期)

第 2 7 条 理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

- 2 理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失ったときは、その資格を失う。

- 3 理事及び監事に、欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。

- 5 理事及び監事は、第 1 項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者

が就任するまでその職務を行う。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。

ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、1人につき1票とする。

3 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。

4 前各項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第29条 この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

(理事会の招集の**手続き**)

第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の6日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

4 前項の規定は、監事について準用する。

5 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の決定事項)

第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 組合会に提出する議案
- (2) 常務理事の選任及び解任の同意
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- (5) この規約に定める事項
- (6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。
- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。
- 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。
- 6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めるとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。
 - (1) 理事の疾病、負傷
 - (2) 理事に係る災害又は交通途絶

(3) 災害等の発生による外出自粛要請

- 7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

(理事会の会議録)

第33条 理事会の議事については、会議録を作成する。

- 2 前項の会議録については、第23条の規定を準用する。

(理事長の職務)

第34条 理事長は、組合の事務を総理し、第31条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(常務理事及びその職務)

第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。

(監事の職務)

第36条 監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

- 2 監査は、組合の決算終了後、組合会が決算を承認する前に実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。
- 3 監事は、監査を実施したときは、組合会に対し書面をもって意見を述べなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事長の専決)

第37条 理事長は、施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処

分することができる。

※健康保険法施行令第7条第4項

理事長は、組合会が成立しないとき、又は理事長において緊急を要すると認めるときは、組合会の議決を経なければならない事項で、緊急に行う必要があるものを処分することができます。

(理事長の事務委任)

第38条 理事長は、第34条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第39条 理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第40条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

2 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第41条 第24条の規定は、理事及び監事について準用する。

(職員)

第42条 この組合に必要な職員 (事務長その他) をおき、理事長がこれを任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第 4 章 組 合 員

(標準報酬)

第 4 3 条 被保険者の報酬月額につき法第 4 1 条第 1 項、法第 4 2 条第 1 項、**法第 4 3 条の 2 第 1 項若しくは法第 4 3 条の 3 第 1 項**の規定により算定することが困難であるとき、又は法第 4 1 条第 1 項、法第 4 2 条第 1 項、**法 4 3 条第 1 項、4 3 条の 2 第 1 項若しくは法第 4 3 条の 3 第 1 項**の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

法第 4 1 条第 1 項

保険者は、被保険者が毎年 7 月 1 日現に使用される事業所において同日前 3 月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、且つ、報酬支払の基礎となった日数が 1 7 日未満である月があうときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定します。

※法第 4 3 条第 1 項

保険者は、被保険者が現に使用される事業所において継続した 3 カ月(各月とも、報酬支払いの基礎となった日数が、17 日以上でなければならない。)に受けた報酬の総額を 3 で除して得た額が、その標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬を改定することができます。

※ 標準報酬

保険料は私たちの収入に保険料率を掛けた値です。標準報酬という標準になる報酬額を定めて、被保険者が実際にうける給料をそれにあてはめ、これをもとに保険料を計算しています。標準報酬は最低 58,000 円から最高 1,390,000 円までの 5 0 等級に分けられています。

標準報酬は保険料を計算するときだけでなく、傷病手当金、出産手当金等を計算するとき

も適用されます。

第 5 章 保 険 料

(特定被保険者の保険料額)

第 4 4 条 この組合において、介護保険第 2 号被保険者たる被保険者以外の海外に居住する被保険者を除く被保険者（介護保険第 2 号被保険者たる被扶養者があるものに限る。）に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。ただし、介護保険第 2 号被保険者である被扶養者を有する 6 5 歳以上の被保険者は対象外とする。

(一般保険料額及び調整保険料額の負担割合)

2 一般保険料額及び調整保険料額の 1 0 0 分の 5 5 は事業主、1 0 0 分の 4 5 は被保険者において負担する。

(介護保険料額の負担割合)

3 介護保険料額の 1 0 0 分の 5 0 は事業主、1 0 0 分の 5 0 は被保険者において負担する。

※ 介護保険第 2 号被保険者

健保組合加入の 40 歳以上の被保険者(本人)及び被扶養者（家族）

※ 介護保険第 2 号被保険者たる被保険者以外の海外に居住する被保険者を除く被保険者

(介護保険第 2 号被保険者たる被扶養者があるものに限る。)

4 0 歳以上の被扶養者(家族)がいる、40 歳未満の被保険者（本人）

なお、特定被保険者であっても、海外に居住する場合（4 0 歳以上の被扶養者を帯同する、しないにかかわらず）介護保険料の負担はありません。

第 6 章 財 務

(会計年度独立の原則)

第 4 5 条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければな

らない。

(会計年度所属区分)

第 4 6 条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- (3) 徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
- (4) 前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

2 支出の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度
- (2) 保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度
- (3) 給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度
- (4) 使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度
- (6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

(予備費の費途)

第 4 7 条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

一般勘定

- (1) 事務所費
- (2) 組合会費
- (3) 保険給付費
- (4) 納付金
- (5) 保健事業費
- (6) 還付金
- (7) 営繕費
- (8) 財政調整事業拠出金
- (9) 連合会費
- (1 0) 雑支出

介護勘定

- (1) 介護納付金
- (2) 還付金
- (3) 雑支出

※ 予備費 勘定科目の予算に対して、支払いがオーバーしたときに、その勘定科目に充当する金額

(準備金の保有方法)

第 4 8 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前 3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 1 2 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。

- (1) 郵便貯金
- (2) 臨時金利調整法 (昭和 2 2 年法律第 1 8 1 号) 第 1 条第 1 項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託 (運用方法を特定するものを除く。)

- (3) 公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）
 - (4) 国債又は地方債
 - (5) 政府保証債又は金融債
 - (6) 担保付社債
 - (7) 抵当証券
 - (8) コマーシャルペーパー
 - (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
 - (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金
 - (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物
- 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。

※準備金

過去3年間の医療費及び納付金(納付金・支援金・拠出金)の平均金額3ヶ月分以上を保有することが義務付けられている金額

(準備金以外の積立金の保有方法)

第49条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第11号までの方法により保有しなければならない。

(組合財産の管理方法)

第50条 この組合の財産の管理の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第 7 章 公 告

(公告の方法)

第 5 1 条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板に掲示する。

第 8 章 保 険 給 付

(医療機関の指定)

第 5 2 条 この組合が法第 6 3 条第 3 項第 2 号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

※法第 63 条第 3 項第 2 号

特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、当該保険者が指定したものです。

(一部負担還元金)

第 5 3 条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和 3 2 年法律第 4 2 号）附則第 7 条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。

※一部負担金 医療を受けたときに負担した金額

2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各 1 件（ただし医療機関において薬剤投与に代えて処方せんが交付された場合には、当該処方せんに基づく薬局での薬剤支給は処方せんを交付した医療機関における療養とみなし合算すること。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第 1 1 5 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から

高額療養費に相当する額を控除して得た額) の5割に相当する額から 10,000 円を控除して得た額とする。

※ 診療報酬明細書又は調剤報酬明細書

各医療機関又は薬局から健保組合に請求される明細書(レセプト)

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額が 10,000 円未満のときは、これを支給しない。又前2項の規定により算出した額に 100 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(付加給付)

第54条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訪問看護療養付加金 (H31.4月廃止)
- (2) 家族訪問看護療養付加金 (H31.4月廃止)
- (3) 出産育児付加金 (H29.4月廃止)
- (4) 家族出産育児付加金 (H29.4月廃止)
- (5) 埋葬料付加金 (H29.4月廃止)
- (6) 家族埋葬料付加金 (H29.4月廃止)
- (7) 家族療養付加金
- (8) 合算高額療養付加金

※法第53条

保険者が健康保険組合である場合においては、前条各号に掲げる給付に併せて、規約に定めるところにより、保険給付としてその他の給付を行うことができます。

※付加給付

健康保険組合が自主的な給付として規約に定め、法的給付にプラスアルファを支給。

2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

3 付加給付の支給手続に関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

(訪問看護療養付加金)

第55条 「第55条削除する。」

(家族訪問看護療養付加金)

第56条 「第56条を削除する。」

(出産育児付加金)

第57条 「第57条を削除する。」

(家族出産育児付加金)

第58条 「第58条を削除する。」

(埋葬料付加金)

第59条 「第59条を削除する。」

(家族埋葬料付加金)

第60条 「第60条を削除する。」

(家族療養付加金)

第61条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養付加金を支給する。

2 家族療養付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件（ただし医療機関において薬剤の投与に代えて処方せんが交付された場合には当該処方せんに基

づく薬局での薬剤の支給は、処方せんを交付した医療機関における療養とみなし合算すること。)について、療養(食事療養を除く。)に要する費用の額から家族療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)を除く。以下同じ。)が支給される場合にあっては家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額の5割に相当する額から10,000円を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額が10,000円未満のときは、これを支給しない。又前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切捨てる。

(合算高額療養付加金)

第62条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養付加金を支給する。

2 合算高額療養付加金の額は、各診療月について、合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等からの額、合算高額療養費に相当する額を控除した額の5割に相当する額から被保険者又はその被扶養者1人につき、それぞれ10,000円を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額が10,000円未満のときは、これを支給しない。又、

前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第9章 個人情報保護

(個人情報保護の徹底)

第63条 この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第10章 その他の事業

(施設の利用等)

第64条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

2 この組合において保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び額は、組合会の議決を経て別に定める。

(高額医療費貸付)

第65条 「第65条を削除する。」

(出産費貸付)

第66条 「第66条を削除する。」

附則

制定：昭和 50 年 7 月 1 日

改定：平成 15 年 1 月 10 日

改定：平成 19 年 8 月 1 日 第 8 章個人情報の保護 第 6 2 条の追加、第 3 0、3 2、
3 6、3 7、4 5、4 7、4 8、5 2、5 4、5 5、
5 6、5 7、5 8、6 0 条の変更に伴う改定

改定：平成 20 年 6 月 1 日 第 5、9 条の変更に伴う改定

改定：平成 21 年 4 月 1 日 第 5 章保険料 第 4 4 条の追加、第 4 7 条の変更に伴う
改定

改定：平成 26 年 2 月 6 日 第 3 条組合住所変更、第 4 条（別表（1））の一部事業
所所在地変更に伴う改定

改定：平成 27 年 2 月 10 日 第 2 章組合会 第 19 条の代理出席の変更に伴う改定
第 6 章財務 第 48 条準備金の保有方法の変更に伴う
第 6 章財務 第 47 条介護勘定の予備費追加に伴う改定

改定：平成 29 年 2 月 27 日 第 8 章保険給付 第 5 7、5 8、5 9、6 0 を削除

改定：平成 31 年 2 月 25 日 第 2 章 組合会 第 2 3 条 テレビ会議導入に伴う改定
第 8 章保険給付 第 5 5、5 6 を削除
第 10 章その他の事業 第 6 5、6 6 を削除

改定：令和 2 年 2 月 25 日 第 2 章 組合会 第 5 条 議員の定数変更
第 9 条 互選議員数の変更
第 3 章 役員及び職員
第 26 条 理事の定数の変更

附則(施行期日)

第1条 この規約は令和2年7月10日から施行する。

(議員に関する経過措置)

第2条 第9条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

改定:令和3年7月15日 第6章 財務 第47条 一般勘定、介護勘定の予備費の
費途の項目変更に伴う改定

改定:令和4年8月1日 第6章 財務 第48条 準備金保有方法 につき、健康
保険組合連合会の規約例に基づき改定。

附則 この規約は、次期選挙から施行する。(認可:令和5年7月24日)

第3章 役員及び職員 第28条 理事、理事長及び監事の選挙 につき、
健康保険組合連合会の規約例に基づき改定(立候補制導入)。

附則 この規約は令和6年4月1日より施行する。

【健康保険組合連合会の規約例に合わせた修正】

- ・災害時による外出自粛要請時は書面による議決可能となる規定を追加。「テレビ会議システム」を「会議システム」に再定義。その他文言修正

※18条、20条、22条、23条、30条、32条、37条

- ・文言修正※32条

- ・軽微な文言修正

※5条、10条、11条、15条、19条、25条、35条、42条、69条

- ・令和4年1月1日施行の健康保険法改正に伴う修正、その他文言修正

※36条、43条

別表（１） 事業所の名称及び所在地

令和6年9月1日

事業所名	所在地
キューピー株式会社	東京都渋谷区
キューピー醸造株式会社	東京都調布市
株式会社 中島董商店	東京都渋谷区
アヲハタ株式会社	広島県竹原市
三英食品販売株式会社	東京都調布市
株式会社 トウ・キューピー	東京都渋谷区
株式会社 nakato	東京都港区
株式会社全農・キューピー・エッグステーション	茨城県猿島郡五霞町
キューピータマゴ株式会社	東京都調布市
レインボー食品株式会社	広島県竹原市
コープ食品株式会社東北工場	福島県福島市
コープ食品株式会社	東京都調布市
階上キューピー株式会社	青森県三戸郡
株式会社ディスペンパックジャパン	神奈川県南足柄市
株式会社 芝製作所	神奈川県川崎市
株式会社 旬菜デリ	東京都昭島市
株式会社 ハンシンデリカ	兵庫県伊丹市
株式会社 トスデリカ	佐賀県鳥栖市
デリア食品株式会社	東京都調布市
ケイ・システム株式会社	東京都調布市

